



鳥取県公報

平成 24 年 8 月 14 日 (火)
第 8 4 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (579) (障がい福祉課) 2 大規模小売店舗に関する承継の届出 (580) (経済通商総室) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (581) (〃) 3 漁船法による聴聞 (582) (水産課) 4 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (583) (治山砂防課) 4 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (584) (東部総合事務所県民局) 4
◇ 公 告	平成24年度鳥取県屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課) 5 採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 6 鳥取県採石条例による認可状況の公表 (八頭総合事務所県土整備局) 7 警備業法に基づく検定の実施 (4件) (警察本部生活安全企画課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 12

告 示

鳥取県告示第579号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 8 月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
岡田 克夫	鳥取市本町一丁目203	おかだ内科	鳥取市富安二丁目149	精神通院医療	平成24年 8 月1日
有限会社ラポール・ケア米子 代表取締役 藤山 勝巳	米子市安倍200-1	いきいき訪問看護ステーション灘町	米子市灘町三丁目76	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃

鳥取県告示第580号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年 8 月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニサン後藤駅前店
米子市米原1480-2、1480-7、1480-15
- 承継により変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ユニサン 代表取締役 木下 立己 米子市安倍103-1
変更後 坂口合名会社 代表社員社長 坂口 清太郎 米子市尾高町66
- 承継があった年月日
平成24年 6 月20日
- 承継の理由
建物売買による譲渡
- 承継に係る店舗面積
1,782.27平方メートル
- 届出年月日
平成24年 7 月10日
- 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間

平成24年8月14日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第581号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山京後藤駅前店

米子市米原1480-2、1480-7、1480-15

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

坂口合名会社 代表社員社長 坂口 清太郎 米子市尾高町66

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 ユニサン後藤駅前店 米子市米原1480-2、1480-7、1480-15

変更後 山京後藤駅前店 米子市米原1480-2、1480-7、1480-15

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ユニサン 代表取締役 木下 立己 米子市安倍103-1

変更後 株式会社山京 代表取締役 安食 吉志也 松江市平成町182-17

4 変更年月日

平成24年7月10日

5 変更する理由

大規模小売店舗の名称及び小売業を行う者の変更をしたため

6 届出年月日

平成24年7月10日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成24年8月14日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知

事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第582号

漁船法（昭和25年法第178号）第19条の規定により漁船の登録を取り消すことに伴い、同条後段の規定において準用する同法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条前段の規定により告示する。

平成24年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成24年9月12日（水）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7
鳥取県境港水産物地方卸売市場小会議室（2号上屋2階）

鳥取県告示第583号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
大内木下地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域
- | 土 地 | 標 柱 |
|-----------------------|--------|
| 八頭郡智頭町大字大内字金附目680-1 | 1号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字龍野1092 | 2号及び3号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字龍野1085 | 4号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字木下上エ1080-1 | 5号及び6号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字木下642-4 | 7号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字木下643 | 8号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字森本659-3 | 9号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字森本668-6 | 10号 |

鳥取県告示第584号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

及び収支予算書は、平成24年10月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年8月14日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人桔梗会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
武井 大典
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市行徳三丁目977
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、我国の少子高齢化社会の到来に対応して、相互扶助の精神に基づき、幼児から高齢者まで全ての人が、幸福で快適且つ安心して暮らしていく事が出来る様社会教育の推進や青少年の健全育成を図る活動、並びに高齢者の自立と連帯を促進し、居宅介護支援に関するサービスや福祉に係る調査研究及び相談・情報提供等を行うことにより、生活・文化・保健衛生の向上を図り、明るく高齢者にやさしい活力ある長寿社会の実現と健全な地域社会の発展に寄与する事を目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成24年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成24年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成24年10月4日（木） 午後2時から午後5時まで	鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	広告物の施工に関する事項
平成24年10月5日（金） 午前9時から午後3時30分まで		広告物の表示の方法に関する事項 広告物に関する法令

- 2 受講申込手続

- (1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局維持管理課並びに各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/170515.htm>）において配布する。

- (2) 受講申込書の受付期間

平成24年8月14日（火）から同年9月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年9月24日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（電話0857-26-7371）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第41回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成24年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成24年10月12日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2 時間

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成24年8月17日（金）から同年9月14日（金）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下

「信書便」という。)により提出する場合は、平成24年9月14日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課(電話0857-26-7384)

東部総合事務所県土整備局(電話0857-20-3641)

八頭総合事務所県土整備局(電話0858-72-3862)

中部総合事務所県土整備局(電話0858-23-3217)

西部総合事務所県土整備局(電話0859-31-9712)

日野総合事務所県土整備局(電話0859-72-2046)

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成24年8月14日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	認可の内容			認可年月日
					変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
森本清建設 有限会社 代表取締役 森本 清	鳥取市秋里 959-10	八頭郡八頭町 福地字今熊692 外9筆(70,825 平方メートル)	風化花崗岩 (73,560立 方メートル)	平成24年 2月14日 から平成 28年2月 13日まで	火薬の 使用	無	有	平成24年 8月2日

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成24年8月14日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 1 級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成24年12月4日(火) 午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成25年1月24日(木) 午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 施設警備業務の管理に関すること。
 - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成24年11月5日(月)から同月9日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
 - (4) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成24年8月14日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成24年12月4日（火）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成25年1月25日（金）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成24年11月5日（月）から同月9日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成24年8月14日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 1級
- 2 実施日時
- (1) 学科試験
平成24年12月4日(火) 午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
平成25年1月28日(月) 午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成24年11月5日（月）から同月9日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 雑踏誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成24年8月14日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験

平成24年12月4日（火）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成25年1月29日（火）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成24年11月5日（月）から同月9日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 8 月 14 日

鳥取県立米子工業高等学校長 安 藤 順 一

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 米子工業高等学校パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 24 年 7 月 25 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ソルコム鳥取支店
鳥取市岩吉 166-2 |
| 5 落 札 金 額 | 41,580,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 24 年 6 月 15 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立米子工業高等学校
米子市博労町四丁目 220 |